

図表 2-② 「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成 21 年 3 月 31 日閣議決定）＜抜粋＞

〔別記（1）〕

《一定期間が経過した規制の見直し基準》

②見直しの対象

見直しの対象となる「規制」の範囲は、第2次臨時行政改革推進審議会「公的規制の緩和等に関する答申」（昭和63年12月1日）において示されている定義にしたがうものとし、次の形式により制度化されたものを、見直しの対象とする。

- (i) 法律（その趣旨・目的等に照らして適当としないものを除く。以下の(ii)から(iv)についても、同様の趣旨に照らして適当でないものを除く。）
- (ii) 政令、内閣府令・省令、外局規則、人事院規則、会計検査院規則、法律の委任に基づく命令を定めた告示（この基準において、「法規命令」という。）
- (iii) 通知や通達など、行政機関が定める不特定多数の事案に適用されるルールのうち、法規命令以外のもの（この基準において、「通知・通達等」という。）で、私人に対する「外部効果」を有するもの
- (iv) 通知・通達等のうち、私人に対する「外部効果」を有しないもの

③見直しの視点

一定期間経過後の規制の見直しは、次のような視点に沿って行うものとする。その際、規制を導入しないし継続する理由となっていた社会経済情勢および知見が期間経過中に変化したかどうか、またどのように変化したかを、十分に調査・検討するものとする。

また、例えば、発出時点から相当の期間が経過しており実務上運用されなくなっている規制、関連する法令の適用対象が存在しなくなった場合等実質的効力を失っているが廃止手続きが未済のため形式的には存在し続けている規制などのうち、国民を混乱させる等の影響が生じるおそれのあるものについては、積極的に廃止の手続き等を進めるものとする。

- (i) 経済的規制は原則廃止、社会的規制は必要最小限との原則の下での規制の抜本的見直し
 - (ii) 免許制から許可制への移行、許可制から届出制への移行等より緩やかな規制への移行
 - (iii) 検査の民間移行等規制方法の合理化
 - (iv) 規制内容・手続について国際的整合化の推進
 - (v) 規制内容の明確化・簡素化や、許認可等の審査における審査基準の明確化、申請書類等の簡素化
 - (vi) 事前届出制から事後届出制への移行等事後手続への移行
 - (vii) 許認可等の審査・処理を始めとする規制関連手続の迅速化
 - (viii) 規制制定手続の透明化
 - (ix) 不合理な規制の是正による社会的な公正の確保
- （中略）

⑦「外部効果」を有する通知・通達等の一定期間経過後見直し

私人に対する外部効果を有する通知・通達等については、(i)通知・通達等そのものに一定期間経過後見直し条項があるか、根拠となる法律に一定期間経過後見直し条項がある場合、および(ii)通知・通達等自体、および根拠となる法律に一定期間経過後見直し条項がない場合に大別されるが、それぞれ以下の基準にしたがい見直しを推進する。

- (i) 規制にかかわる通知・通達等のうち、通知・通達等そのものに一定期間経過後見直し条項があるか、根拠となる法律に一定期間経過後見直し条項があるものについては、一定期間経過後見直し条項にしたがって、又は一定期間経過後見直し条項がある法律の見直しに併せて見直しを行う。その際、前述③の「見直しの視点」に立って見直しを行う。
- (ii) 規制にかかわる通知・通達等のうち、通知・通達等自体、および根拠となる法律のいずれ

にも一定期間経過後見直し条項がないものについては、前述④の「一定期間の設定」基準にしたがい根拠となる法律ごとに設定する見直し時期に併せて見直しを行う。その際、前述③の「見直しの視点」に立って見直しを行う。

⑧「外部効果」を有しない通知・通達等の定期的見直し

私人に対する外部効果を有しない通知・通達等については、(i)通知・通達等そのものに一定期間経過後見直し条項があるか、根拠となる法律に一定期間経過後見直し条項がある場合、および(ii)通知・通達等自体、および根拠となる法律に一定期間経過後見直し条項がない場合に大別されるが、それぞれ以下の基準にしたがい見直しを推進する。

(i)規制にかかわる通知・通達等のうち、通知・通達等そのものに一定期間経過後見直し条項があるか、根拠となる法律に一定期間経過後見直し条項があるものについては、一定期間経過後見直し条項にしたがって、又は一定期間経過後見直し条項がある法律の見直しに併せて見直しを行うよう努める。その際、前述③の「見直しの視点」に立って見直しを行うよう努める。

(ii)規制にかかわる通知・通達等のうち、通知・通達等自体、および根拠となる法律のいずれにも一定期間経過後見直し条項がないものについては、前述④の「一定期間の設定」基準にしたがい根拠となる法律ごとに設定する見直し時期に併せて見直しを行うよう努める。その際、前述③の「見直しの視点」に立って見直しを行うよう努める。

(注) 下線は当省が付した。